新座都市計画地区計画の変更(新座市決定)

当初決定告示年月日 平成22年2月5日 最終変更告示年月日 令和4年7月1日

都市計画大和田西地区地区計画を次のように変更する。 令 和 4 年 7 月 1 日

名称		大和田西地区地区計画				
位置		新座市大和田一丁目の一部				
面積		約0.5ヘクタール				
		本地区は、JR武蔵野線新座駅の北約800メートル				
地区計画の目標		の圏内に位置し、その周辺は低層住宅地が形成されてい				
		る。				
		そこで、地区内の農地等の宅地化を適切に誘導し、周辺				
		環境と調和した良好な住環境の形成を図ることを目標と				
		する。				
区保域	土地利用の方針	良好な住環境を有する低層住宅地を主体とした土地利				
	工地的用奶刀业	用を誘導する。				
全の	地区施設の	区画道路を適正に配置・整備し、安全・安心のまちづく				
に関する方針整備、開発及び	整備の方針	りを推進する。				
		良好な住環境を形成し、保全するため、建築物の敷地面				
	建築物等の	積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色				
	整備の方針	彩その他の意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定め				
		る。				

	地区	[施設	道路	名称	幅員	延長	備	考	
	の酢	己置及		区画道路	6.0	約73	拡幅		
	び	規模			メートル	メートル	(市道第111	0 号線)	
		建築物の							
		敷地	面積の	100平方メートル					
		最低							
414		の制限	建築物	の外壁又に	はこれに仕	代わる柱の面か	ら隣地境界線		
地			の位置	までの水	平距離は、	50セン	チメートル以上	とする。	
区	建			また、建築物の外壁又はこれに代わる柱は、地区整備計					
整	築物		749 (14)1	画に位置位	付け、図に	示した区	画道路の境界線	を越えて建築	
備	等			してはな	らない。				
計	に 関	建築	建築物等の	建築物の	の形態又は	は色彩その	他の意匠は、新	座市景観計画	
画	する事	形態又は色彩その他の意匠の制限		,		基及び表4に規2	- ,		
			準を遵守	するものと	さする。た	だし、景観法第	16条第1項		
	項			項による原	届出を行う	うものについて	は、適用しな		
				い。					
		垣又は柵の		道路に	面する側の)垣又は柵	は、生け垣又は	敷地地盤面か	
			ら高さ6	0センチ	メートル以	从下の基礎部分(の上に透視可		
		構造	の制限	能なフェ	ンスを施し	たもので	、基礎部分を含	む高さが敷地	
				地盤面か	ら1. 5メ	トル以	下のものとする	0	

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理 由 新座市道の路線番号見直しに合わせて、変更を行うものである。

大和田西地区地区計画区域



区域	用途地域	建ペイ率	容積率		
	第一種低層住居 専用地域	50%	80%		
17	地区整備計画区域				